

Title	徳川時代村落研究序説：その静態的研究
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1940
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.34, No.8 (1940. 8) ,p.1019(1)- 1065(47)
JaLC DOI	10.14991/001.19400801-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19400801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

經濟原論

慶應義塾大學教授 高橋誠一郎著

博宏の學殖を以て東西古今汎ゆる經濟學說の精髓を摘み、一流の見識を以て布置按配せる高橋原論。周到・多趣。講筵に侍する思ひあり。

菊定布 判價三圓三錢
送裝 二圓二錢
共計 五圓五錢

概觀日本經濟思想史

慶大教授・經濟學博士 野村兼太郎著

的確なる理論的把握を以て上古以來の我が經濟思想の體系——特に近代黎明期に於ける經濟思想的激變の形相は餘す處なく究明せらる。

菊定布 判價三圓三錢
送裝 一圓八錢
共計 五圓一錢

現代經濟新書

一大轉換期に立てる現代日本の全知識階層のために——公刊する一連の叢書。興亞經濟の全面的把握は新書の讀破より始まる。

野村・加田・金原三博士 監修
全三〇冊 毎月一回二冊宛刊行
二冊一組一圓八〇錢 見本進呈

大學卒業後までの研究法を斯くも平易に説けるものは本書を嚆矢とする。一千冊に上る

參考書の舉示は學徒を愛する著者の心からの贈物。

慶大教授・經濟學博士 加田哲二著

如何にして學ぶべきか

菊定紙 判價一圓一錢
送裝 五錢
共計 一圓六錢

經濟學の基礎數學

慶應義塾大學教授 寺尾琢磨著

故なき數學嫌惡症を一掃すべく數の祕密を説き明した奇書。初等數學の第一歩より始めて漸次、經濟學と數學の堂奥に至る。興趣横溢。

菊定布 判價一圓一錢
送裝 五錢
共計 一圓六錢

三田學會雜誌

第三十四卷

第八號

德川時代村落研究序說

——その靜態的研究——

野村兼太郎

德川時代の村落が如何なる状態にあり、又如何なる變化をその二、三百年間になし遂げたかを明かにしたいといふ希望をもつて 所謂百姓文書を蒐集し、これが整理に努めてゐるが、未だ蒐集し得た資料すらも全部整理し終つてゐない状態である。それらが全部完了するまではなほ相當の時間を要するものと思ふ。しかしそれらを整理しつつある間に、德川時代の農民生活に對しある程度の理解を得、自らこれに關する研究體系を考へ得るやうになつた。勿論それは一つの未定稿に過ぎないことは免れ得ないが、今ここに私自身の研究に一段落を與へるために、又

德川時代村落研究序說

(1019)

電話三田二七九一
番〇八一八五一京東替振

慶應出版社

芝區三田二ノ一

それを發表して、大方の先覺者の示教を仰がために、その大概を説明せんとするのが、敢てここに本稿を執筆する所以である。

徳川時代の資料といつても、初期のものはこれを後期に比すると甚だしく乏しい。大部分が享保期以後のものであるが、その数は夥しいものである。しかしそれでもある一つの村について完全に資料が残存してゐるといふことは殆どない。どの年をとつて見ても必らず欠けるところがあるといつてもよい。勿論その大部分は全體的に見れば、あつてもなくてもよいやうなものが多い。従つて全體の研究に支障を來たすやうなことはないが、村落生活の全貌を明かにしようと思ふ時には少なからず物足りなさを感じざるを得ない。

又村落生活を理解するためには、かうした書かれた資料以外の土俗慣習を知ることが必要であることはいふまでもない。それらを知悉することに依つて、始めて文書中の片言隻語が生きて來ることが少なくなる。これは敢てこの場合だけの問題ではないが、特に地方村落の如き特殊性の強い部分を研究するには特に必要なのである。

徳川時代の村落生活が地方的にそれぞれ特徴づけられてゐたし、又ある地方では特殊の古い慣習が永く維持されてゐたから、時に概括的に述べることが困難になる。例へばある村では古い農奴的慣例が依然として行なはれてゐるかと思ふと、同じ時代に他の村では近世的賃銀労働に近い形態に發展してゐる。従つてもし徳川時代を封建的農奴經濟の社會と解釋しようと思へば、容易に實證し得るし、逆に又頗る進歩せる資本主義社會と解することも容易である。私は徳川時代に殘存せる古い制度の研究を無用であるとするのではないが、それらが全體的に見て例外的

現象であるならば、あまり重要視すべきものとは考へない。従つて私は珍しい資料よりも普通の一般的な記録を尊重するのである。勿論何が例外的であるかといふことは容易に判定し得ないことではあるが、出來るだけ多くの資料を検討するの勞を厭はなければ、自ら理解し得ると信じてゐる。

二

徳川時代の村落を研究するに際し、全時代を通じて變化のなかつたものとして、靜態的に研究することと、村落の時代的變遷を主とする動態的研究に分かつことが出来る。

又村落の本質を明かにする點から見れば、その外形的方面と内容的方面とに分かつことが出來よう。先づ最初に靜態的研究の外形的方面について、その研究の資料並びに方法について概説しよう。動態的方面についてはこれを次ぎの機會に譲る。

村落の外形的研究は(一)村落の種類と(二)その村落を形成する土地の諸状態とに歸することが出来る。

村落の種類を問題とする時には、假令徳川時代を問題とする時でもなほ溯つてその起源について論ずる必要を生ずる。わが國の村落が著しく自然發生的であることが認められる。勿論ある特殊の場合には人為的な要素が認められないこともない。例へばわが國の散居式といはれるもののあるもの、又は垣内式と呼ばれるもの等にその形跡が見られよう(牧野信之助、土地及び聚落史上の諸問題「四九頁」)。しかし大體において自然的諸條件、氣候、地勢、地質等に從つて自ら形成されたものが多いやうである。従つて家屋の位置にしても計劃的に建設されることが少な

く、各戸の都合のよいやうに勝手に作られる。故にその形態は時に雑然と密集したものと異なる。村落の種類はいろいろな角度から分類することが出来る。(1)その村落の主要産業から區別すれば、(a)農村、(b)漁村、(c)鑛山村、(d)街道村及び(e)それらが二つ以上混淆せる村等に分かつことが出来る。②村落の形態からこれを區別すれば、先づ(a)密集村落と(b)散居村落とに分ち、前者はさらに1有核村落、2無核村落に分かつことが出来る。即ち一部落が神社とか、支配者の邸宅とか、何ものかを中心として形成され、所謂核心の有無に依つて區別したものである。又これらの密集村落はその全體の形状から、1圈狀村落、2帶狀村落、3階段村落、4環壕村落、5條坊村落等に分かつことが出来る。最後に③その村落の發生原因といふ觀點から區別すれば、又種々なる方法が考へられよう。柳田國男氏の(a)新田百姓村、(b)草分百姓村、(c)根小屋百姓村、(d)門前百姓村、(e)名田百姓村、(f)班田百姓村、「郷土誌論」二二三頁の區別、又小野武夫氏の(a)開發新田村、(b)隱遁百姓村、(c)寺百姓村、(d)豪族屋敷村、(e)名田百姓村、(f)古代成立農村、「日本村落史考」五頁の區別も同巧異曲である。徳川時代だけについて見る時は、本村と枝村との關係、新田開發の關係等が社會經濟史的には最も重要な點である。以上村落の種類について見て來たのであるが、徳川時代の村落と稱せられるものは、極めて雑多であるが、後に述べるその資料の關係から見ても、主要なるものは農村である。徳川時代の經濟組織が農業を基本とする關係から當然ではあるが、假令鑛山の如き場合でも、その土地の收納を米穀に換算するを常としてゐる。例へば石見銀山の一部、同國邑智郡八色石村(今の布施村大字八色石)の古記録に次ぎのやうに記してある。

「一鑛山高三拾八石三升七合

八色石村

此反別三百三拾三町八反壹畝壹歩

内 訣

高六石三斗壹升貳合

是は鐵穴役銀畑高に相成り分

内

字御神鐵穴役

高壹石貳斗五升

此反別なし、此鐵穴役銀拾匁

是は先年畑方えは加免被仰付迄は如此上納仕、當時本畑同様は取米に相成上納仕

(以下略)

従つて概括的にいへば(a)純粹農村、(b)副業を有する農村として、全般的な觀察を試みることも不可能ではない。漁業が本業で旁ら田畑作りをしてゐるやうな場合でも、これを假りに後者に入れて説明しても大なる支障はないであらう。徳川時代はこの點から見ても農村を基本とする政治形態である。従つて農村生活と政治とが極めて密接な關係にある。このことからその村落が如何なる統治權の下にあるかといふこと、即ち(a)天領であるか、(b)大名

領であるか、(c)旗本領であるかに依つてかなりの差違を生ずる。中にはその天領であるといふことで、一種の自負心をすら村民の間に生ぜしめたものもある。その他農民の負擔その他に關しても、徳川時代の村落研究にはこの政治的區別を無視することは出来ないのである。

以上村落の種類について概観したが、次いで(二)その村落を形成する土地について調査する必要がある。土地に關しては、(1)その廣狹、(2)種類、(3)分布状態、(4)形態等を明かにしなければならぬ。

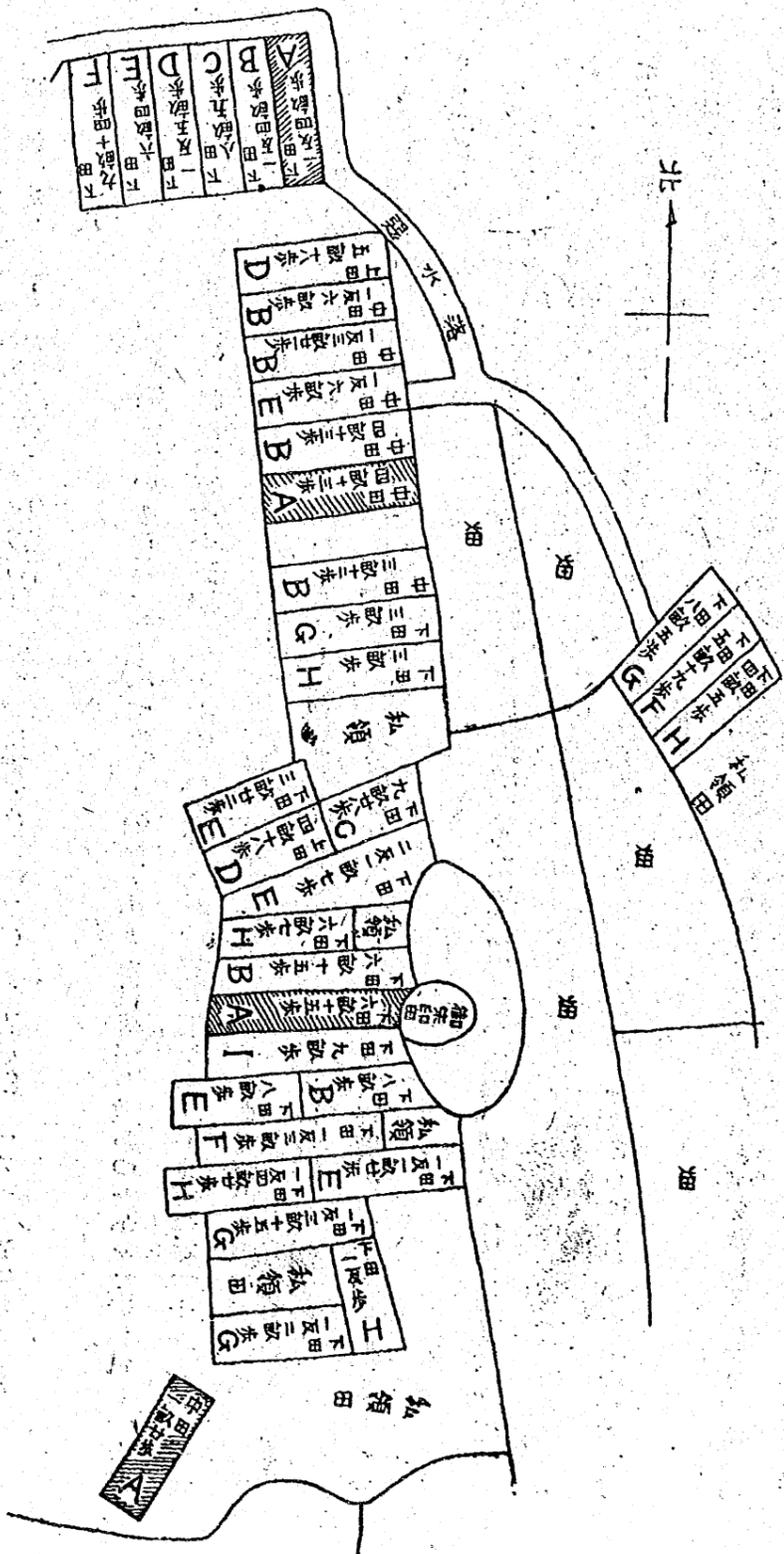
徳川時代の村落が大小區區であり、その境界の如きも尤も錯綜してゐることは多くの人の認むるところであり、所謂飛地と稱するものがあつて、一村の管轄地が他村に存在することさへ少なくない。要するに村落の發展が自然のままに放置され、その時その時の必要に應じて、あるひは分割され、あるひは擴大された結果と見てもよいと思ふ。當時の土地の廣狹を具體的に知ることは出来ないが、當時何れの村にも所謂村高なるものがある。村高の大小は土地の廣狹を示すものではない。又必ずしもその村の實收を示すものでもないが、大體村の大小を示唆する基準とはなり得る。假りに上總國九百五箇村について徳川時代直前のも(文祿三年改之)といはれる寫本に依つて、その村高を調べて見ると、大なるは三千五百石以上に及び、小なるは僅かに九石に過ぎないものさへある。大小の懸隔の差が甚だしかつたことは明瞭である。詳細は大體次ぎの如くなる。

三千五百石餘、一。二千八百石餘、一。二千六百石餘、一。二千二百石餘、一。二千石餘、二。二千石餘、二。千九百石餘、三。千八百石餘、一。千七百石餘、一。千六百石餘、八。千五百石餘、五。千四百石餘、七。千三百石餘、一一。千二百石餘、七。千石餘、一三。九百石餘、一〇。八百石餘、二四。七百石餘、二二。六百石餘、五三。五百石餘、五七。四百石餘、六九。三百石餘、一一〇。二百石餘、一六一。百石餘、二〇五。百石以下、一一八。

十石未満のもの二、五十石未満のもの五一を算へてゐる。如何に小さな村落が多數あつたかを推測し得る。上總全國について五百石未満の村は六百七十三、全體の七割五歩弱を占め、五百石から千石までが百六十五箇村、一割八歩強、千一石から千五百石までが四十一箇村、四歩五厘、千五百一石から二千石までが十八箇村、二歩弱、二千一石以上は八箇村、全體の九厘にも満たない。上總は比較的小村の多いところではあるが、大體他のところでも同じ傾向が見られる。徳川時代を通じて多少の變化は起つたらうが、概して二三百石程度から以下のものが多かつたやうである。

土地の種類については種々なる方面から觀察しなければならぬ。田、畠、漁場、鑛穴、林、荒蕪地、茅場、沼湖、その他土地の經濟的性質から區別し、又古田、古新田、新田の如く開發された年代的區分も必要であり、さらに土地の豊沃その他その自然的性質を基礎として區分すべきである。これらの區分はさらに次ぎの土地の分布及び形態を研究する基本をなすものである。

わが國にあつては、多くの場合、種類の違つた土地が交錯分布されてゐる。田と畠とが交錯してゐたり、耕地の所々に林地や菅場が點在してゐる。このことはその最初はあるひはわが國の自然的諸條件に制約され、又水田耕作



といふ特殊的生产方法に規定されたものと見ることが出来るが、後にはむしろ社会的、傳統的諸條件に依つて一層支持されたものと考へられる。例へば同一人の所有耕地が一箇所に集中せずして、各所に散在してゐる。このことはヨーロッパにおける散在農圃制とは同一のものではない。耕地の分散は恐らく所有權の移動に依つて歴史的に發生したものであらう。前頁の圖は下總國葛飾郡三輪野山村の寶永八年寅八月の村繪圖の一部を縮寫して、田の所有者を明かにしたものである。同所は天領と旗本領と入交つてゐるが、圖は天領のみで、A B Cはそれぞれ所有者名である。その所有地が甚だ散在してゐることは明瞭である。一言斷つて置くが、この所有者名は檢地帳の舊名義でなく、寶永八年現在の所有者である。しかも大體自作のやうである。かうした状態がどうして生まれて來たかについては、徳川時代以前に溯つて十分に資料を檢討しなければ、これを實證することは出来ない。

三

以上の村落の外形的方面を研究する資料としては、村繪圖、村高帳、檢地帳、水帳、高寄帳、名寄帳、村鑑帳、村明細帳、高反別帳などと呼ばれるものが、何れも役に立つが、包括的に分ければ、(1)繪圖、(3)土地臺帳、(3)貢租用諸帳簿等に分かつことが出来る。

村落の外形的研究の資料として最も有用なものは村繪圖である。もし同一村落について年代順に詳細な村繪圖を集めることが出来れば、最も好都合である。村繪圖には極めて粗雑なものから甚だ詳細なものまである。粗雑なものは單に田畑道路屋敷等を記すに過ぎないが、詳細なものは各田畑を一筆ごとに記し、かつ家屋の如きも實際存し

てゐるものを一一記載し、最もよくその村落の状態を示して呉れる。元來これらの繪圖はその必要に應じて作成したもので、水害後とか、境界の訴訟とか、又爲政者の要求に應じて村役人が作成したものが多い。しかし他方村役人が統治の上に自分の村の詳細な圖を所持してゐることが、何かにつけて必要であり、恐らく各村共少なくとも一部はこれを座右に備へて置いたのであらうと思はれる。もし今日全國各村のそれらの繪圖が全部集めることが出来たならば、徳川時代の村落形態を知る上にこの上もなく便宜であらう。しかし實際にはこれらの繪圖は多く亡失されてしまつたらしく、殊に享保期以前のもは甚だ稀である。従つて村落の形態を如實に知ることにはかなりの困難がある。

往古の土地臺帳である水帳、檢地帳、御繩帳の類は各戸の所有筆數、反別、土地の種類等を知ることが出来るが、それらは檢地當時の状態で、その後の變化は、各時代の名寄帳、高反別帳、その他貢租に必要な諸文書や帳面を参照しなければならぬ。しかしそれらは往々にして甚だ不備であることを免れなす。

村鑑帳、村方明細帳、村差出書上帳などと呼ばれるものは、その村に關する現状報告であるが、個個に依つて多少その内容を異にする。普通次ぎのやうな事項が記載される。村高、年貢割付、石盛、御朱印地、寺社領、隣村、寺社、運上、秣場、林地、草刈場、古城跡陣屋、川堰、地勢、助郷、新田新畑、作物、木綿煙草、用水溜井、水損、早損、菜種、鳥獸虫魚類、農間商ひ、舊記文書目録、郷倉、家數人口、貧窮者、孝行者寄特人、切支丹類族、高札、橋、道路、自普請場、獵師鐵砲、御鷹山、御拳場等であり、詳細に記述したものは確かにその村の状態を明かにす

ることに役に立つ。唯この種の書上げが、純然たる客觀的態度を以つてなされることは殆どなく、常に何らかの目的を以つてなされてゐるやうである。例へば御巡見使の巡回の際に出された村明細書の如きは、矢張り當らず障らずの書上げをなしてゐることが認められる。

元來かりした公式の文書、——又今日殘存してゐる記録文書は大體多くが公的性質を有するものであり、それが表向きのものであるだけに、大いに割引して考へなければならぬものである。殊に表裏の差のかなり甚だしかつた當時にあつては、表面の届け出と實際の状態とは全く相反することさへある。恰も法律の實相を知るためには、その法律の出た裏面を類推する必要のあるやうに、かうした文書にはそのまま確實なりとする事の出来ない缺陷もつてゐる。これは一般に記録に依存する歴史研究の弱點ではあるが、十分に注意して調査すれば、さうした記録上の誤魔化しはある程度まで發見し得るものである。村明細書に挙げられてゐる多くの事項は外形的研究よりも、むしろ次ぎの内容的研究に役立つものが多い。

四

村落の靜態的研究の第二としてその内容的方面においては如何なる點が研究の題目となり得るかといふに、私は大體四つの點が挙げられると思ふ。即ち(一)人口、(二)組織、(三)負擔、(四)金融である。

第一の人口については、(1)性別、(2)年齢別、(3)職業別、(4)身分別、(5)小作關係、(6)雇傭關係、(7)家族關係等が考察される。

徳川時代には周知の如く人別改帳がある。人別改めは所謂宗門改めと同一のものでないことは、五人組人別帳とか人別改帳とが、全然宗旨とは関係のない帳簿の存してゐることからも推測出来る。しかし今日最も多く存してゐるのは、宗門人別改帳であり、宗門を調査すると同時に現存人口を書上げてゐる關係上、農村の人口状態を知るのには最も有用な記録であるといつてよい。宗門人別改帳が毎年作製されるやうになつたのは何時頃からのことか明白でない。宗門改めの方は多くの人の指摘するやうに、豊臣時代からすでに行なはれたものであらう。切支丹宗門禁令は寛文元年(一六六一)に出てゐるが、それには別に人別調査を要求してゐない。寛文四年(一六六四)の禁令にもない。私藏の宗門改帳で最も古いのは延寶貳年(一六七四)の美濃國本巢郡神海村のものであるが、恐らく寛文から延寶までの間に始まつたものではないだらうか。

この宗門人別改帳は徳川時代の農村人口を知る唯一の手掛りであるといつてよいのであるが、その調査の不精密であることは、すでに本誌第二十九卷第六號に「徳川後期における農村人口の一例」といふ論文の中で述べて置いたから、ここでは繰返さない。唯徳川時代の人口調査が極めて粗漏であり、實際住居してゐない人間を擧げてゐるのみならず、實際ゐる人間を載せてゐないことに注意を要する。それが案外に多かつたのではないかと思はれる。所謂無宿者である。そのために明治初年に人口が急増加したことになつた。その證據としては訴訟とか、結婚とかいふ公的問題が生じた時に、始めて無籍が問題となつた例を明治初年に多く發見する。しかしその程度がどれほどであつたかは知るよしもない。又無籍者が本籍地にはゐないのが普通であるから、農村人口のやうな場合には直接

には問題とならない。

宗門人別帳の他の一つの缺陷は人口調査の方法が地方に依つて區々であつたばかりでなく、年代に依つてもかなり相違してゐることである。例へば初期にあつては奉公人も家族と同様に併記してゐるのに、間もなく奉公人は別帳に記すやうになり、しかもそれが極めて杜撰である。後には村の總人口に奉公人を入れてないものが多い。従つて初期よりも後期の方が表向人口減少といふことになる。これは農村が衰微して奉公人を置き得なくなつたとも解釋出来るが、他の資料から、例へば奉公人請狀などから推斷すると、さうばかりもいへない、一例を擧げれば下野國都賀郡上泉村の奉公人の數は記載されてゐる分だけを算へると、次ぎの如くなる。

寶曆九年	一三八	同十年	ナシ	同十一年	ナシ
寶曆十二年	ナシ	同十三年	ナシ	明和二年	三八
明和三年	五	同四年	八	同九年	七
安永二年	五	同七年	三	天明二年	三
天明五年	二	同六年	二	寛政五年	二
天保五—十一年	ナシ	同十五年	二	弘化二年	五
弘化三年	四	同四年	四	嘉永二年	四
嘉永三年	不明				

これで見ると、十三人もゐた雇人が寛政十年には急になくなつてゐることになるが、一寸さうとは考へられない。又名主の家の雇人請狀については後に詳述するが、これに依ると、寛政四年に四人を雇入れてゐる。そのうち一人は二月に雇つて九ヶ月の約束だから、寛政五年にはゐなくなるが、残りの三人(殊に二人は十二月雇入れ)は満足に勤めておれば、一年季で寛政五年には勤めてゐる。又寛政三年に二年季で雇入れた請狀があるので、少なくとも三人以上は名主のところだけでゐる筈である。然るに宗門帳には二人だけ記載されてゐるに過ぎない。要するに宗門帳の初期には雇人と雖も嚴重に書上げる必要があつたのだらうが、後には雇人の出入も烈しくなつたらうが、調査も形式的となり、少なくとも雇人については粗略なものとなつたのであらう。その外記載方法が多少とも年代に依つて變更されてゐることがあるから、全體の人口數などをうっかり信用することは出来ないのである。

宗門人別帳等にはかうした缺陷は免れないが、それでも性別、年齢別の人口數を大體推測することが出来る。一家を構成する範圍、即ち大家族であつたか、小家族であつたかをも知ることも出来る。概していへば、人別帳に現はれたところに依れば、かなり早い頃から小家族制で、一家の人員は平均五・六人である。勿論ある特別の地域では大家族制の残存してゐたところもあるが、普通一般には祖父、祖母、父、母、子、孫ぐらゐりで、時に伯叔父、伯叔母の寄宿し、従兄弟が同居してゐる者もあるが、大體は少數からなる。但しこれが實際であつたかどうか。單に戸籍面だけではなかつたかの疑ひはもち得る。しかし少し大きな家族は間もなく分家する傾向を示してゐるので、よし人別帳以外の者が同棲してゐたとしても、それは農村ではそんなに多くはなかつたらう。一戸の人員は恐らく今日と大差なかつたやうに思はれる。

職業別について宗門帳の記述はあまりに簡單で、不十分なものが多い。全然記載してゐないものが少なくない。村役人はこれを職業とすべきか、一種の身分と見るべきか、多少疑問の餘地があるが、大體記載されてゐる。この點については、次ぎの組織のところ述べる。その他僧侶、神官の如きも身分的職業で何れも記載されてゐるが、純粹の經濟的職業——大工とか、鍛冶屋とか、屋根葺とか、樵とかいふものを記載してゐることは頗る稀である。元來これらの職業は初期にあつては専門化されてゐなかつたものと見られる。又専門化してもそれは極めて僅かの程度で一々人別帳に記載する必要を見なかつたのであらう。然るに後期になるとそれらの職業も次第に専門化して來たために、人別帳に時々大工とか屋根葺とかいふ名稱が現はれ出したのであらう。さらに人別帳には明白に百姓と記してあつても、それは單に身分上の地位を示すに止まり、實際は農民ではなくなつてゐる者が少なくない。これは農村の貨幣經濟化を示すもので、特にその傾向の強くなつた文政・天保年間にはこれらの渡世者を調査し、そのあるものを禁止してゐる。

文政十亥年の「農間商渡世之者名前取調書」の一例を左に掲げて置く。

「覺

阿部山城守領分

水野石見守知行所

岩本數馬知行所
永井鐵彌知行所
村上八十郎知行所
河野權右衛門知行所
佐野九右衛門知行所
松本十郎兵衛知行所
御朱印地 八幡宮社領

一高千四百三石四斗六升六合五勺

内

御朱印地

高百五拾石 無反別

殘而

高千貳百五拾三石四斗六升六合五勺

反別百四十貳町八反壹畝四步半

此家數三百三拾九軒

人別千五百六拾四人

上總國市原郡

八幡村

江戸方十貳里

但房總往還筋

驛場

内

家數百四拾六軒

農間一派渡世

家數百九拾三軒

農間商ひ渡世

内

三拾九ヶ年前 寛政元酉年々

居酒屋渡世

百姓 吉右衛門

三拾五ヶ年前 寛政五丑年々

同 渡世

借地百姓 源 六

貳十八ヶ年前 寛政十二申年々

同 渡世

百姓 幸次郎

廿二ヶ年前 文化三寅年々

同 渡世

借地百姓 茂兵衛

十八ヶ年前 文化七年々

同 渡世

百姓 条五郎

十ヶ年前 文政元寅年々

同 渡世

百姓 彌七

十九ヶ年前 文化六巳年々

徳川時代村落研究序説

借地百姓

徳川時代村落研究序説

同 渡世

廿八ヶ年前 寛政十二申年

酒仲買渡世

十二ヶ年前 文化十三子年

同 渡世

廿三ヶ年前 文化二丑年

髮結渡世

十五ヶ年前 文化十四年

同 渡世

十五ヶ年前 文化十四年

同 渡世

十三ヶ年前 文化十二亥年

同 渡世

十ヶ年前 文政元寅年

同 渡世

六ヶ年前 文政五年

同 渡世

一八 (一〇三六)

次 兵衛

五左衛門

嘉平次

借地百姓

新藏

借地百姓

忠藏

借地百姓

長八

借地百姓

平藏

借地百姓

吉五郎

借地百姓

鐵五郎

五十三ヶ年前 安永四未年

湯屋渡世

廿五ヶ年前 享和三亥年

同 渡世

貳拾貳ヶ年前 文化三寅年

同 渡世

廿壹ヶ年前 文化四卯年

同 渡世

十五ヶ年前 文化十四年

同 渡世

五十三ヶ年前 安永四未年

旅籠屋渡世

廿八ヶ年前 寛政十二申年

同 渡世

十五ヶ年前 文化十四年

同 渡世

七ヶ年前 文政四巳年

同 渡世

借地百姓

新平

借地百姓

平八

借地百姓

辰五郎

借地百姓

嘉兵衛

借地百姓

權八

借地百姓

金七

借地百姓

長吉

借地百姓

長右衛門

借地百姓

半四郎

徳川時代村落研究序説

二〇 (一〇三八)

二十七ヶ年前 享和元四年
煮賣屋 渡世

借地百姓

傳

十七ヶ年前 文化八末年

借地百姓

佐

兵衛

五ヶ年前 文政六末年

借地百姓

元

三郎

五ヶ年前 文政六末年

借地百姓

安

次郎

二ヶ年前 文政九成年

借地百姓

長

兵衛

同 斷渡世

大小拵屋、研屋、腰物類賣買

右渡世之もの無御座

右之通相違無坐以上

(以下略)

全部三百三拾九軒のうち百九拾三軒即ち六割も農間商ひ渡世をしてゐるのは、この村が房總往還の宿驛であつたからで、これを以つて一概に論ずることは出来ない。殊に文化のこの調査は居酒屋、髮結、湯屋、旅籠屋、煮賣屋、大小拵屋、研屋、腰物類賣買を主としたもので、一般に農村の商工業者にどんなものがあつたかを知る上には不適

當である。天保十四年卯六月の調査はこれよりもやゝ完全である。今武州高麗郡二十數ヶ村の農間渡世職業別を表示すると次ぎの如くなる。表中括弧内の數字は他の職業との兼業を示す。例へば「葉たばこ并紙類商ひ」とあるものは、葉たばこに一を加へ、紙類の方は(一)とするの類である。

村名	職業	質	酒	豆	荒	舂	草	履	草	雜	古	古	傘	鹽	干	水	打	葉	紙	反	絹	鹽	木	給	青	水	墨	合計	
下直竹村	一	二	三	二	二	二	二	二	二	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九
上畑村	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中藤村下郷	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同村中郷	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同村上郷	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
上直竹村下分	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
南小曾木村	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
富岡村	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
下名栗村上組	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同村下組	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
上直竹村上分	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
上赤工村	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

入置申小作請負證文之事

字向原

一反別八畝六歩

御水帳表也

高四斗九升貳合

右者足立郡赤山の水帳面ニ傳助名附、此度貴殿の質物ニは請取被成の書面之地所、我等勝手を以、當午十二月
の來ル子十二月迄七ヶ年季ニ相定、小作請負申の處實正ニは座の、然ル上者御年貢並ニ諸御役諸出錢等迄、右地
面ニ相掛りの分何ニあるも拙者方ニ而郷中並ニ急度相勤可申の、其外作徳として壹ヶ年ニ銀拾貳匁ツ、毎年十二月
廿日限り無滞相濟可申の、且又は年貢ハ不申ニ及、作徳金等差滞ハ、加判之者相辨ひ可申の、其上地面は取
放被成の、申分無之、早速地所は引渡可申の、且又無滞相勤ハ、此識文を以何ヶ年もは用ひ可被下、爲後
日小作請負入置申處依而如件

安政五年十二月

武州足立郡赤山

小作請負人 龜 太郎

請 人 源 藏

佐 四 郎 殿

田畑を質入した時ばかりでなく、屋舖地の場合にも同様の形式が採られてゐる。武州豊島郡角管村の分を一例と

する。

家守小作證文之事

一屋舖 上畑成壹町四畝廿九歩

一屋舖 三畝貳拾四歩

但有平建家三棟共

合反別壹町八畝貳拾三歩

右も當村上町利右衛門所持の家屋舖畑書面之通り此度貴殿の質物ニ御取り被成の處、私預り置小作致の處實正
也、然上も御年貢諸役出錢等一式私方ニある相勤 殘宿賃作徳として毎月銀七匁五分ツ、毎月晦日限、月々無滞
貴殿方に持參致、相濟可申の、若相滞ハ、證人方ハ急度辨濟可仕の、爲後日家守小作證文入置申處如件

享和三亥年八月

小作は時に數名組合連帶で契約することがある。次に武藏國葛飾郡不動院野村の例を掲げる。

小作證文事

修理嶋和吉屋敷附

一田壹町六畝九歩

但反ニ九斗三升入付

一同貳反七畝廿歩

但反ニ七斗五升入付

一同三反八畝拾歩

但反ニ九斗三升入付

徳川時代村落研究序説

右者貴殿當村ニ被成は所持の地面、私共組合一同ニ而小作仕の處實正也、年々は年貢米之義川岸出し仕、作徳之義八月晦日迄ニ、無相違急度相濟可申、若滞ハ、地所は取上ケ可被成、其節異論申間敷、爲後日小作證文入置申處如件

安政二卯年正月

不動院野村修理嶋

彌五兵衛、佐七、吾吉、久次郎、

留之助、傳吉、七右衛門、五郎次

右組合惣代

彌五兵衛 ㊦

佐七 ㊦

樋籠村

又 兵衛殿

前書之通小作米無滞相濟上ハ、此證文を以、何ケ年も小作いとしの様相願、以上

卯正月

彌五兵衛 ㊦

佐七 ㊦

これらの小作證文の今日に残存する數は蓋し夥しいものであらう。それらは單に當時の小作の性質を教へるのみ

ならず、同時に農村内における經濟的對立を示唆する。殊に小作の滞納から生ずる訴訟、並びに未進證文の如き、當時の小作人の實情及び性格をよく教へて呉れる。時に狡猾な小作人もなくはないが、僅かな小作料をも納入し得ない貧窮な小作人も少なくない。

小作金味進證文之事

一 小作金四貫百七拾貳文困窮ニ付味進仕、來ル西ノ二月中急度相濟可申、若滞ハ、加判之者方ハ不殘相濟可申、如此相定申上ハ少邊違亂無座、爲後日仍而如件

山崎村

安永五年申ノ十二月

小作人 勘太郎

同村

證人 松治郎

九郎左衛門殿

その翌年にはこの未進者勘太郎が證人になつて、同じ村の小作人権七なる者の小作料貳貫五百文の未進手形を認めらる。それらの僅かな小作料さへ彼等は支拂ひ得なかつたのである。恐らく期日が來ても拂へなかつたのではないかと思ふ。

農村における雇人には(1)村の雜務のためのもの、(2)家庭用、(3)農事用に分かつことが出来る。人別帳の初期のもの

のには時折譜代と記してあるのがあつた。恐らく代主従関係を結んでゐた者と解釋すべきであらう。しかし必ずしも奉公関係を常に繼續しなければならなかつたわけではない。例へば美濃國神海村の宗門改帳延寶貳年の分に譜代として上つてゐる者が延寶七年にはゐなくなり、他の者が譜代として出てゐる。又同一家に住居する必要もなかつたらしく、同宗門帳の傳四郎家の譜代甚三郎は同村内に一家を構へ、妻子をもつてゐる。要するに以前主従関係のあつた者が依然としてその關係を持續してゐて、さういふ者が再び奉公するやうになると、譜代と記したのではないかと思はれる。

農村における奉公人には都市におけるが如き業務又は行儀を見習ふといふ意味の者は極めて少ない。大部分が貧故の奉公である。前借は普通のことであつた。中に質物奉公人と稱して擔保代りに女房を下女奉公に出す者も少なくない。下野國都賀郡上泉村の名主の奉公人請狀五十二通に依つて、年季、給料、前借その他を表示すると次ぎの如くである。

契約年月日	雇人名	住所	奉公年限	給料	前借又は借金額	請人	同居所	備考
寶曆十年二月九日	六平		一ヶ年	夏大麥五石 冬米四俵		彌惣次	網戸村	妻、娘一人、息子一人、定使奉公
明和元年閏三月七日	つる	上泉村	一ヶ年	勤終了際	貳兩	父元七	上泉村	
明和四年十月廿八日	源八		一ヶ年	貳兩	貳分	彌左衛門	小林村	
明和四年十二月四日	仁右衛門	上泉村	一ヶ年	貳兩	三分	金右衛門	上泉村	一ヶ月に十日休む

五	明和五年二月十二日	六右衛門	一ヶ年	夏大麥五石 冬米四俵		磯八	鏡新田村	定使奉公	
六	明和五年十月廿四日	仁右衛門	上泉村	一ヶ年	勤終了際 錢五百廿七文	壹兩	金右衛門	上泉村	一ヶ月十日休む
七	明和五年十一月晦日	久七	倉井村	一ヶ年	三分	貳朱	吉右衛門	倉井村	
八	明和六年二月七日	久左衛門		一ヶ年	夏大麥五石 冬米四俵		源四郎	一字不明 沖ノ口村	定使奉公
九	明和六年十月十日	與七		一ヶ年	勤終了際	壹兩貳分	勘六郎	上泉村	
一〇	明和六年十二月十日	しの		一ヶ年	壹兩	貳分	藤次郎	下高島村	
一一	明和七年四月廿三日	孫七	東水代村	六ヶ月餘 (十一月十日迄)	錢貳兩 貳百八十文	壹兩	半左衛門	西水代村	
一二	明和七年十月廿五日	しの		一ヶ年	貳分	貳朱	藤次郎	下高島村	
一三	明和七年十二月三日	五郎平		一ヶ年	壹兩	貳分	權右衛門	上泉村	
一四	明和七年十二月三日	谷左衛門		一ヶ年	錢同	(不明)	源六	茂呂村	
一五	明和八年十月廿八日	清六		一ヶ年	壹兩	貳分	源六	墨袴村	
一六	明和八年十二月四日	とみ		一ヶ年	貳分	貳朱	八郎右衛門	西水代村	
一七	安政元年十月十二日	庄助		辰(一ヶ年) 巳十一月十五日	三分	貳分	吉之丞	眞弓村	

一八	安永二年 月とみ	(八ヶ月餘)	勤 終了	貳兩壹分	忠左衛門	海老瀬村	御仕著せ夏木綿 單物多木綿布子
一九	安永二年 代助	(十一月十五日)	同	貳兩	團吉	上泉村	
二〇	安永二年 定助	(十一月廿五日)	同	貳兩	理左衛門	三谷村	
二一	安永三年 いち	(十一月十五日)	同	貳兩	伊左衛門	西水代村	
二二	安永四年 乙右衛門	(十一月廿日)	同	貳兩貳分	源助	押切村	
二三	安永五年 宇七	申ヨリ(二月廿日)	初年度貳兩貳分	(四兩)	孫七	東水代村	質物奉公人
二四	安永五年 つな	(十一月廿日)	勤 終了	貳兩	文左衛門	下河原田	四月= 並木綿一反
二五	安永六年 長七	(十一月廿日)	同	貳兩貳分	藤八右衛門	押切村	
二六	安永七年 長七	(十一月廿日)	同	貳兩貳分	同	同	
二七	安永七年 宇七	成ヨリ(二月廿日)	勤 終了	(四兩)	孫七	東水代村	質物奉公人
二八	安永八年 長七	(十一月廿日)	勤 終了	貳兩	藤八右衛門	押切村	
二九	天明二年 清七	(十一月廿日)	同	貳兩貳分	助右衛門	下河原田	
三〇	天明二年 久七	寅(約二ヶ年)	ナ	身代金 三分	源利	網戸村	質物奉行人

三一	天明四年 長七	(十一月廿日)	ナ	身代金 三兩貳分	藤庄	押切村	勤 終了ノ際 壹兩貳朱返金
三二	天明四年 久七	辰ヨリ(二月廿日)	勤 終了	壹兩貳分	平五郎	網戸村	
三三	天明五年 傳兵衛	(二月二日)	勤 終了ノ際 壹分	壹兩貳朱	留五郎	龜和田村	定 使奉公
三四	天明六年 久七	(十一月廿日)	勤 終了ノ際 壹分	壹兩貳朱	平五郎	網戸村	
三五	天明七年 久七	(十一月廿日)	勤 終了	壹兩三分	久次郎	茂呂村	
三六	天明七年 久七	(十一月廿日)	勤 終了	壹兩三分	理五郎	網戸村	
三七	天明八年 久七	(十一月廿日)	同	壹兩三分	松次郎	茂呂村	
三八	天明八年 傳兵衛	(二月二日)	五月大麥五石	貳兩	傳八	上泉村	定 使奉公
三九	寛政元年 久七	(十一月廿日)	勤 終了	貳兩	久兵衛	茂呂村	
四〇	寛政二年 傳兵衛	(二月二日)	大 麥 四石	貳兩	松次郎	上泉村	定 使奉公
四一	寛政二年 文治郎	成ヨリ(二月廿日)	勤 終了	身代金 三兩三分	忠左衛門	上泉村	質物奉公人
四二	寛政三年 上泉村	亥ヨリ(二月廿日)	勤 終了	身代金 三兩	夫忠左衛門	上泉村	同
四三	寛政四年 上泉村	(九月廿日)	勤 終了ノ際 三分	貳兩壹分	松左衛門	上泉村	

四四	寛政四年	傳兵衛	山田村	翌二月二日	大麥五石	茂右衛門	山田村	定使奉公
四五	寛政四年	藤吉郎		翌十一月廿日	勤終了三分ト永	長七	西水代村	
四六	寛政四年	文治郎		翌十二月廿日	四兩壹分	忠左衛門	上泉村	不明ノ點アリ
四七	寛政五年	とら		翌十二月十日	四兩	傳左衛門	上泉村	下リ金壹兩貳分
四八	寛政六年	文藏	五十畑村	(七ヶ月餘)三月十日	身代金下切リ	磯右衛門	上泉村	貳朱立金仕御暇
四九	寛政十二年	傳兵衛	新黒村	翌二月二日	大麥五石	林左衛門	五十畑村	
五〇	申年	喜助		酉十一月廿日	勤終了	文兵衛	新黒村	定使奉公
五一	戌年	利兵衛	眞弓村	子十一月廿日	三兩三分	眞弓村	眞弓村	質物奉公人
五二	巳年	つな		未十一月廿日	貳兩壹分	沖島村	沖島村	質物奉公人

これに依つても解るやうに借金又は前借のない者は、村の定使に雇はれた者以外には一人もゐない。ある意味で農村の疲弊を物語るものともいへる。又小農が漸次に農業労働者に變化する一つの過程であつたともいへる。例へば前表中の(4)(6)の如きは同一人ではあるが、その一つと見られよう。内容に大なる變化のない奉公人請狀のやうなものでも、その多くのものを比較對照して、仔細に吟味すれば、農村生活について教へられることが少なくないものである。

五

内容的研究の第二の問題である組織について述べよう。私は村落の組織を三つの方面から觀察すべきであると思つてゐる。即ち(一)政治的組織、(二)經濟的組織、(三)社會的組織である。勿論これらの三つが個個別別に存在するといふのではない。一つの村としてはそれらが一緒になつて全體を構成してゐるのである。唯資料の分類、説明の便宜から分かつものに過ぎない。

第一の政治的組織といふのは村の統治關係を意味するのである。領主と村との關係は封建治下にあつては、恩顧的紐帶に依つて密接に結ばれてゐる筈である。徳川時代にあつてもこの關係は文書上には明白に遺つてゐる。否むしろこれを強化せんとして意識的に努力してゐる傾向さへ見える。このことは却つて領主と領民との恩顧關係が弱體化してゐることを示すものといつてよい。領主の恩顧を強調する側にも、又これを感謝する側にも、それが著しく形式的になつてゐたことを認めざるを得ない。ある人は徳川時代の農民の訴狀に恐れながら云云とある文言を以つて農民の卑屈性を論じてゐたが、これは極めて滑稽である。われわれの手紙の文言を頓首と結んだからといつて必ずしも頓首してゐると限らない。徳川時代の農民がその訴狀などに領主の恩恵を感謝する文句が認めてあつたとしても、必ずしも感謝してゐるわけではない。それらは一つの形式的辭令に過ぎない。

領主と村民との關係は時に救恤賞與の制度を以つて恩顧が強調されることはあつたが、全體としては極めて薄弱なものであり、主として領主の經濟的利害關係に依つて結ばれてゐたと見てよい。徳川時代における村落統治は地

方役所を通じ、代官その他の地方官吏の監督の下に、村役人に依つて行なはれる。その統治方法は聯帯責任に依る目付制度である。故福田徳三博士が專制的警察國家時代なる名稱を與へられた所以である。かかる機關として五人組制度が強制的に組織されたのである。五人組の如きものを必要とした最も重要な直接の原因は切支丹宗門の穿鑿であつたらうが、かうした制度を組織せしめたのは封建的統治にあつては異とするに足りない。

五人組制度が幕府の強制力に依つて構成されたものであるから、所謂五人組帳前書と稱せらるる五人組規約の殘存するものは頗る多い。それらは大同小異であり、その内容については多くの諸家の分析説明さるところであるから、(穂積陳重「五人組制度論」、小野武夫「日本村落史概説」、石川謙「近世社會教育史の研究」、西村精一「五人組制度新論」等)、ここでは繰返さない。(他日私の蒐集し得た五人組帳を整理し、發表したい意圖をもつてゐる)。唯上記諸家の論ずるが如く、所謂五人組帳の規定が實際に實行せられたものかどうかについて多少の疑惑をもつことを指摘して置かうと思ふ。

渡邊萬壽太郎氏は新潟縣岩船郡關谷村大字金丸の調査報告に、「五人組は徳川時代に於て法制的に作らせられたものであり、しかもその機能が極めて農村生活に取つて有効であつた爲、現在でも各地に残つてゐるのであるが、此の部落には何等その殘存の形跡は見られないのである。現在行はれてゐないのみでなく、古くより行はれてゐたやうな様子がない」(「家族と村落」第一輯二七〇頁)と記されてゐる。勿論これは山村社會の特別な事情から生じたものであらうが、注意すべき特例である。しかし一般には五人組制度は各村に嚴存してゐた。唯その規定するところ

は必ずしも實行されてゐたのではない。勿論規約中の道德的規定が實行されなかつたことはいふまでもないが、五人組制度そのものがすでに形式化され、十分の効果を擧げ得なくなつてゐたと考へられる。そのために、(1)五人組規定と同様の取締規定が雨下されてゐること、(この點は御觸書や御請書類を参照すれば、容易に窺ひ得る)、(2)時代の變遷につれて新組織を要求しつゝあつたこと、(この點については村議定書、組合村規約などのうちから、その一斑が推定出來よう)、(3)五人組の連印が法制上單なる形式的なものになつて來てゐたこと、所謂官判になり、判決などにおいても五人組の罪科、所謂共同責任が比較的軽く取扱はれてゐる。(この點については裁許書、申渡書等の判決を参照)。これらの諸點は五人組制度の弱體化を推定せしむる理由とならう。

五人組帳を手習の手にしたり、代官が木板刷にして頒布したりして、その宣傳に努力したことは、十分に認められるが、それだけ他面から觀察すれば、十分に効果を擧げてゐなかつたことを證明することにもなる。しかし徳川時代のやうな交通通信の設備の不備な時代にあつて、法令その他の傳達に、かうした組織が相當に役立つたこと、又あらゆる公務について、五人組の形式的承認を必要とし、相互の監視に役立たしめたことは認められる。後期になつて五人組が農民の教養に役立つたことも認められるが、それもあまり過大視することは出來ない。

村寄合の制度が村全體の相談を議決する重要な機關であつたが、それも自治的機關といふやうなものではなく、村役人の意向に依つて大體決定され、官判を捺す程度のもものが多く、餘程のことがなければ、農民は一切を村の肝煎りに任せてゐたやうである。甚だしいのになると、大事の印形を庄屋に預け切りにしてゐたといふ話も聞く。又

文書反故の中から村民連印の白紙委任状のやうなものが出て来ることも、さまで珍しいことではない。

村民は天降り式の五人組を形成してゐるが、その上に立つ村役人も領主の任命するところである。時には村民の入札、即ち選挙に依つてなされる場合もあつたやうであるが、その場合でも領主の認可が必要なことは勿論である。次ぎの文書は村役人當選者の認可を申請したものである。

乍恐以書付契願上

御支配所上州群馬郡本郷村小前村役人共一同奉申上、當村高八百六石九斗四升八合、家數百四拾五軒は座、然ル處是迄名主役相勤來り、白平義病死仕、間、一同立會之上、人撰入札仕、處、是迄百姓代相勤、植藏義名主役、喜平次百姓代、右兩人は落札ニ相成、間、役人奉願、尤同人共勤役中、は年貢諸夫錢等引負相立、ハ、惣小前、辨納仕、聊差支不相成様取斗可申、間、何卒以、
は仁恤右之者共役入被仰付度、一同連印ヲ以奉願上、以上

(村民百四拾五名連印)

この選任の方法はどこでも行なはれてゐたわけではなく、又同じ村でも時に依つて違つてゐた。一一例を擧げるのは煩雜に耐へないが、上總國大山野村では入札のこともあつたが、領主の指名に依ることもあつた。又同じく大堀村では祖父の勤功に依つて跡役仰せ付かつた者もあり、又御屋敷役人中目鏡を以つて任せられた者もある。必ずしも一様に選挙制度であつたとは断定し得ず、又選挙した場合でも、領主側の意向がその決定に重要なものであつた

ことは否定し得ない。

第二の經濟的組織といふのは、農村生活の經濟的活動が協同作業を必要とし、そこに自ら生じた慣行をいふのである。あるひは組織といふほど整つたものではないかも知れないが、經濟的必要を基礎としてゐるだけに強かつたともいへる。灌漑事業、防水事業等、時には數村の聯合さへも必要とした。これらの協同作業を不斷に必要とし、又農村の年中行事が略々村民全體に同時に行なはれるといふ事實は五人組制度や村寄合制度を行なふのに都合がよかつた。恐らく上からの強制がなくとも、これに類似した機關を發生せしめたであらう。故に農村においては「ゆひ」と呼ばれるやうな相互援助團體の發達を見るのである。都會における五人組が村落におけるよりも、徳川時代においてさへ、微弱なものになつてゐたことは當然であらう。職業を異にし、その業務の繁閑の時期を異にする者の多い都會においてはこれらの制度は成功し得ない。

農村の協同行爲を強めた制度の一つは當時の貢納制度が村全體を一つとして納稅義務を負はしめたことである。なほそれについては次節に説明するが、このことが一方からいへば納貢を確實ならしむることになるが、他方から見れば負擔の増大に對し農民の團結を容易ならしむることになる。所謂百姓一揆の原因となることが多い。

なほこれらの問題については述べべき點が頗る多いが、それらは又村落生活を變化させる原因ともなるので、主として動態的研究について述ぶる時に譲る。

第三に社會的組織であるが、ここに社會的といふのは、元來は政治的又は經濟的理由から發生したのもかも知れ

ないが、今は全くそれらを超越した村の慣行となつてゐるものである。例へば氏神の關係において生じた宮座とか、年齢の關係に依つて作られる若者連又は若連中と呼ばれる團體の如きがそれである。すべての農村にこれらの制度が確立されてゐたとはいへないが、程度の差はあるが、これに類似した慣行のあつたことは認められる。

その外本家分家の關係、主従關係、その他講のやうな一村内に存する特殊團體組織もここに包括してよいと思ふ。勿論講の中には頼母子講の如き經濟的理由から生じたものもあり、小野武夫博士の如きは、これを村落の經濟的生活團體とされてゐるが(『日本村落史概説』二四四頁)、私は頼母子講が元來、たのむから來たとすれば、それは一つの相互援助の機關であり、又一種の金融機關化した後の頼母子講は生活團體といふよりも、當時の農村の金融制度の不備を補ひ、質屋と相並んで存した重要な經濟的機關と見るべきものであると思ふ。なほ後にこれについて多少説明するつもりである。

その外祭禮や冠婚葬祭に伴ふ村全體の慣行は當時の村落が今日のものとは違ひ、一つの地域的紐帶の下に立つものであることを示す。そしてそれは一方全體として結合する強さを有してゐるが、同時に著しく排他的な要素をもつものであつた。そしてそこに孤立的な、偏狹な性格を生み出し、幾多の弊害を生んだことを注意しなければならぬ。

六

第三の問題は農民の負擔についてである、農民の負擔は大體二種に分けて考ふべきである。即ち(一)農村が全體

として負擔するところのもの、(1)貢租、(2)村費その他の地方的負擔がこれにはいる。(二)各戸が個々に負擔する部分、(1)生活費、(2)經營費等がこれに屬する。

第一のものは所謂公費であつて、大體各家の持高又は家族の人数に應じて出さなければならぬものである。これらに關する文書は村方文書の大部分を占めるものである。庄屋又は名主は絶えずこれらの收支を計算しなければならなかつたから、その勞力は頗る大なるものである。その主なるものを挙げれば、貢租に關するものは御年貢可納割付、皆濟目録、御年貢勘定帳等であるが、その計算の基礎となる各戸の持高を明かにした名寄帳を毎年更改しなければならなかつた。その外橋梁道路の普請費、祭禮費、宗門改費、役人の出張費、寄進その他の共同雜費、助郷費等の地方的負擔を一一計上し、割あてるための帳簿が作られる。これらについては拙稿「徳川時代における農村經濟の一端」(本誌第二十九卷第十號)に詳説して置いたから、それを参照されたい。

農村の負擔が重課であつたことは十分認められるが、その年貢だけならそれほどではない。勿論百姓の作徳米が手に残るはづである。以上の公費のうち百姓の負擔を大ならしめたものは、後の地方的負擔である。雜租と地方費と賦役、殊に助郷の負擔である。そしてそれらの負擔を最も多く課せられたのは大農ではなくして小農であつた。從來農村の疲弊といふことが屢々いはれてゐるが、それらはあまりにも概括論に過ぎるやうに思はれるものが多い。勿論疲弊の極、住民のなくなつてしまつたやうな村もある。又農民の訴狀などにはその困窮状態を如實に傳へてゐるものもある。しかし他面において資本を蓄積した豪農の存在も傳へられてゐるし、村落の數も増加してゐる。

農村負擔の増加が農村をして次第に困窮化せしめたことは明白であるが、農村の餘剰を全部貢納せしめたといふやうな、一部の論者の概括論には賛成し得ない。農村における資本蓄積については、動態的研究において述べようと思ふ。

助郷の負擔が農村を苦しめたことは、あまりにも有名なことであるが、同時に宿驛をも疲弊せしめたことを注意して置きたい。むしろ宿驛の疲弊が農村を苦しめたと見る方が正しい。當時の驛遞制度の缺陷は公式往來の頻繁となるにつれて、宿驛の費用は増加し、収入はこれに應じないといふ状態を生じたのである。その結果、助郷の範圍は増大し、遠隔の地に及び、過重にもなり、又問屋場の不正をも生じた。そして農村はその負擔に耐へずして騒動を起したり、離散したりすることになつたのである。(拙稿「牛久宿助郷差村騒動」本誌第三十卷第九號所載、「維新當時における品川宿の助郷」本誌第三十一卷第二號所載、「下總生實領助郷騒動」本誌第三十二卷第四號所載参照)。

次に當時の農家の生活は假令幕府後半期においてしきりに農民の奢侈が議論されてゐた時でも、なほ質素なものであつた。衣食住共極めて粗末なものであつた。(小野武夫「徳川時代の農家經濟」参照)。このことは大體において自給自足を生活の原則としてゐた當時の農村にあつては當然なことである。従つてその生活費も經營費も極めて小額であつた。殊に小作農の如きはその得分が僅少であつたから、その生活の如きは誠に慘なものであつた。

經營費中に大きな項目を占めるものは肥料であるが、これは地方地方の事情に依つてかなりの差異がある。海岸に近い村であれば、干鰯、海藻等を使用することが出来、都會の附近であれば人糞の如きが重要なものとなる。例

へば關東地方において江戸の人糞が肥料として必要なものであり、その汲取りの如きも一つの株となつてゐた。従つてこの下肥の配給に不正が行なはれることは、關東地方の農民にとつては相當に問題であつた。關八州取締役の發した次ぎの布令の如きは、この間の事情を物語るものであらう。

「近來諸物價騰貴ニ隨ひ、江戸町々家主共下肥掃除代引上ケル由ニ有、肥直段格外高直ニ相成、其上利目不宜哉ニ相聞、右ハ船ニ有下肥ヲ取ル船乗共、以前ハ掃除場ノ汲取ル下肥、壹艘分ヲ五拾荷ニ相定、賣渡シル由之處、當節ハ下肥ヲ二三十荷汲取、通船道中ニ有て多分之水ヲ加ヘ五拾荷ニいたし、加之四拾荷ニ有壹艘分之代金ニ賣渡シ、残り拾荷ヲ四分一ト唱ひ、増金請取、且又江戸表ニ有て、僅之掃除場引請居、多分之船數賣捌、又ハ同所ニ掃除場無之者ニ有矢張下肥ヲ賣ル由も有之哉ニ有、右様之類ハ全下肥船乗共ニ馴合、途中ニ有て隠し賣買致シ、水ヲ加ヘ壹艘分ニいたし故、掃除場有之船乗之下肥も、隠し買致シル者共之下肥も兩様ながら利目薄く、作物取實相減シ、溜置ル得バ腐早き由ニ有、農事之害不少哉ニ相聞ル條、以來右様不正之下肥賣捌ルもの共、夫々探索之上召捕ル條可得其意ハ、

右之通觸渡方相伺ル處、江戸市中家主共ニ有て、肥代金相當ニ引下ガ爲汲取方之儀、町奉行衆ニ掛合ニ相成ル旨被 仰渡ル條、組合内下肥船乗并肥賣いたしル者共有之ハ、不洩様急速可申斗旨、組合限り大小惣代寄場役人可申通ル、尤以後觸面之趣相背ル者共ハ時日ヲ不移、召捕ル條可得其意ハ、此觸書村名下其請印、晝夜刻付ヲ以順達、留リ吉田邦助方へ可被相返ル、已上」

この觸書は越ヶ谷宿、大澤町、岩槻町、大門宿、鳩ヶ谷宿等に宛てられてゐるから、これに依つて江戸町の下肥の最も重要視されてゐた範圍を知ることが出来る。

しかし農村としては各自が肥料の自給策を講じ、厩肥、草肥、小草、落葉等を堆肥とし、出来る限り金肥を避け、又経費の上からも避けざるを得なかつたやうである。

上述の如く一般農民の生活状態は頗る水準の低いものであつたから、彼等の生活のうちに享樂的な要素は極めて少なく、教養も一般に甚だ低かつたことは免れ得ない。唯少數大農の間には一般文化の上昇と共に、生活の向上して來た點が認められるばかりである。一般農民の娯樂は地酒を飲むか、博奕をうつかであつたから、繰返して禁令を發しても何らの効果も擧げ得なかつた。殊に博奕に至つては、嚴重な請書を屢々提出させてゐるにも拘らず、これを禁絶することは不可能であつた。

七

最後に農村の金融について簡単に説明して靜態的研究の部分を終らう。この時代の文書のうち最も多く今日まで残存してゐるものは、借金證文であるといつてよいくらゐる夥しく残つてゐる。その大部分が貸主の手に存し、しかも名判が切り取つてないところを見ると、その大部分が終に返済されなかつたものといつてよからう。

村落における主要なる金融機關は(1)質屋。(2)頼母子(無盡)、(3)個人である。殊に最後の多少とも餘裕のある者がその同村の者に融通することは頗る多かつたやうである。しかし彼等を高利貸を業とする者と見ることは正しくな

い。それらについては後述する。

農村における質屋は概して小さなものであり、中には純然たる質屋もなくはないが、多くは、質の仲次ぎをするに過ぎない。先に第四節に掲げた武州高麗郡の質屋十軒について見ると、七軒は他村へ送り質をしてゐる。又その經營者を見ると、名主二名、與頭二名、百姓代又は長百姓が二名、平百姓が四名になつてゐる。これら質屋業者は仲間組合を形成し、相互に連絡のあつたことはいふまでもない。武州入間郡毛呂本郷の質屋仲間の規約は次ぎの如くである。

一 定

毛呂本郷

質屋百姓 榮 次 郎

一 御公儀様は法度之儀を不及申、今般被仰渡ひは趣意彌々堅く相守可申候、

一 質物手かたく取扱可申

一通帳相渡置質物取引致間舖

一 質物取引之儀質品出所相糺、置主證人之兩判時と取置可申、尤置主之村方ニ證人無之質物取申間敷、且別帳

仕立置無判之質物取ひものハその筋に可申上候

一 寺社什物、村持之品、其外鍮、鐵炮、長脇差、金銀具并農具、炊具等一切取申間敷

- 一 住居不慥成者、名前不存者并部屋住、奉公人等之品も勿論、其人躰を相當之品、決る取申間敷い
- 一 水火盜難も品物無之ニ付、置主質屋兩損、鼠喰虫喰^{虫喰}腐等も置主損と可心得い
- 一 質物利息 金壹兩ニ付一ヶ月 八拾文
金貳朱ニ付一ヶ月 十文
錢百文ニ付一ヶ月 貳文
- 一 右利足取引可致い、質月數八ヶ月限り相流可申旨斷置可申い
- 一 質帳之儀も毎年二月八月寄場^寄帳面持參改請可申、尤臨時改之節も早々帳面持參可致い
- 右之通相心得正路ニ渡世可致候 以上

天保十五年辰ノ十二月

毛呂本郷

寄

場^場

農村における金融機關として頼母子講の活動は無視することは出来ない。一般に講のうちには神社佛閣の參拜を目的としたもの、又は共同扶助のために豫め基金を備へて置くものも少なくなかつた。例へば伊勢講の如く、闇に當つた者は、「一金貳兩貳分只今慥請取、代參宮仕い所實正也」といふやうな證文を入れて、伊勢參宮をする類である。他方困窮者を救済する目的を以つてなされたものも少なくなく、相續講の如き名稱をとるものもある。

農村において頼母子が行なはれたのはかなり古いことであり、初期にあつて米が對照とされたことも少なくない（拙稿「徳川貨幣制度の本質について」史學第十七卷第三號參照）。しかし當面の困窮を救ふものとしては、個人の裕福な者に融通を頼むのが最も簡單であり、容易であつたから、農村金融の最大なものはこれらの個人であつた。農

村の金融に擔保として最も重要なものは土地であつた。土地の永代賣買が禁止されてゐたため、所謂質地の形式を生じた。法令に依つて如何に禁止されても、實際の必要はこれを斷絶することは出来ない。頼納、半頼納、殘地、切畝歩、倍金等の形式で事實上土地を賣却したことになる。

相渡シ申質地證文之事

籍田 下田登反三畝九步 水田通り 田數七枚 入付貳俵三斗

一 當辰ノ御年貢ニ相詰り右之田地水帳ニ引合反別無相違相改、當辰ノ年ノ子ノ年迄拾年季ニ質入ニ渡シ置、金子七兩三分、拾匁九分四厘慥ニ請取、御藏^{上納}申處實正也、此質田ニ付脇出入構無座座い、若シ六ヶ敷申者有之いハ、加判之者共何方迄^淺罷出、急度埒明ケ、貴殿^{少淺}は苦勞掛ケ申間舖い、は年貢諸役拙者方ニ^あは上納相勤可申い、爲後日質地證文仍而如件

寶曆十年辰ノ十二月

大桶村地主 孫 兵 衛

受 人 彦 左 衛 門

名 主 作 兵 衛

松崎村 七郎右衛門殿

この證文の期限は拾ヶ年であるにも拘らず、僅か三年の後に流してしまつた。即ち同證文に次ぎの如き裏書をしておる。

覺

表書之質地拙者勝手ニ合不申付ニ付、此度永流ニ仕付間、此後は年貢ハ不及申ニ、諸役等貴殿方ニ上納は勤可被成ゆ、尤は子孫ハ渡シ被成ゆ共、又ハ何方には拂被成ゆ共、少淺違亂申間舖ゆ、爲後日永流證文仍る如件

寶曆十三年未ノ二月

大桶村地主	孫	兵	衛
受	人	彦	左衛門
親	類	武	兵衛
組	頭	五郎	兵衛
同	作	兵	衛
名	主	太郎	兵衛

松崎村
七郎 右衛門殿

その外にも大體三年目に流地してゐるものが多い。かくして土地が漸次に大地主の手に歸したのである。かく質入の形式をとるものは頗る多かつたが、最初から永代賣買の形式を禁令に構はずにとつてゐるものもかなり多い。永代賣買と質入の形式と何れが賣手にとつて利益であつたかは多くの證文を嚴密に比較對照すれば解る筈であるが、田中丘隅の如きは質地の不利なことを力説してゐる。

「夫れ田地と言もの永代に賣拂と、質物に入て金子を借るとは各別成損得あり、縦は質物にして借用する金の利足、何方も田舎筋は二割か三割半成物なり、又永代に賣てはなす時は、所々より品によりて、七八歩と一割までの利に上る物なれば、同金高にして田地を一倍半出さざれば、都合せぬ事なり」(「民間省要」下編卷之三)。

何れにしても借手に不利であることは明かであるが、丘隅の指摘せるが如きほど甚だしい差があつたとは考へられない。何故ならば質地といつても殆ど永代賣であることは始めから明かであつたから、又質地の場合には多く年貢が借手の負擔であつたからである。しかし借金の理由が大部分年貢を納め得ないことであつたから、借手の立場が頗る不利であつたことは認められる。

この富有な大百姓は質地又は永代賣買に依つて土地を兼併していつたが、彼等は又村民に少なからず融通してゐたことが認められる。彼等は小額の金融には借金證文一枚で貸出してゐるが、それらは前述の如く返却されないものが多かつた。これらは事實上惠與したものと見られる。その額が全體としてどのくらゐに上るかは不明であるが、富者の救貧が一種の義務と見られてゐた時代にあつては、この種の出金も決して少ないものとはいへなかつた。それらは困窮に陥りつゝあつた農村生活に多少の潤を與へてゐたこととは否定し得ない。なほこれらの點については別に動態的研究を概説する時に再論することにする。

附言 本論文は冒頭に述べて置いたやうに、その動態的研究と相俟つて完結されるものである。従つて結論もこれを後にゆづらざるを得なかつたことを諒とせられたい。